

精華町地球温暖化対策地域協議会の設置について

精華町地球温暖化対策地域協議会設置要綱

第1条（名称）

この会は、精華町地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2条（目的）

協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条の規定による地球温暖化対策地域協議会として、住民、事業者、行政等が協働して、本町における地球温暖化防止に関する様々な取組を展開し、その活動を普及させることにより、環境保全に寄与することを目的とする。

第3条（事業等）

協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を実施する。

- (1) 京都府のスマートシティ構想におけるスマート交通システム（連節バスを中心とした公共交通システム）の導入により環境に配慮した公共交通が主役の地域作りに取り組む事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第4条（組織及び委員等）

協議会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地域住民
 - (3) 関係事業者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 京都府が推薦する者
 - (6) その他町長が必要と認める者
- 2 協議会は、前項に定める者のほか、交通政策及び環境保全について専門的な知識を有する者にオブザーバーとして参画を求めることができる。
- 3 協議会は、スマート交通システムに関する専門の事項を協議させるため、ワーキンググループを設置することができる。

第5条（会長）

協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6条（会議）

協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は、出席委員による多数決とする。また、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第7条（事務局）

協議会の事務局は、京都府政策企画部文化学術研究都市推進課、京都府建設交通部交通政策課及び精華町事業部都市整備課により構成し、会議の庶務は、精華町事業部都市整備課において処理する。

第8条（その他）

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

◎地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第26条（地球温暖化対策地域協議会）

地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

精華町地球温暖化対策地域協議会 委員名簿

要綱区分		
学識経験者	大阪大学 特任教授	土井 勉
学識経験者	京都大学経営管理大学院 教授	若林 直樹
学識経験者	京都大学大学院 助教	中村 俊之
地域住民	地域住民	福田 義隆
地域住民	地域住民	林 洋子
地域住民	地域住民	井上 節代
地域住民	地域住民	石田 豊
地域住民	地域住民	廣瀬 亮二
関係事業者	奈良交通株式会社 常務取締役 乗合事業部長	石川 正也
関係事業者	奈良交通労働組合 書記長	霜永 勝一
関係行政機関の職員	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課長	北川 健司
関係行政機関の職員	国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 旅客第一課長	西川 孝秀
関係行政機関の職員	国土交通省 近畿運輸局 京都運輸支局 首席運輸企画専門官	川合 宏和
関係行政機関の職員	京都府 山城広域振興局 企画総務部 企画振興室長	湯瀬 敏之
関係行政機関の職員	京都府 政策企画部 文化学術研究都市推進課長	佃 賢治
関係行政機関の職員	京都府 建設交通部 交通政策課長	村尾 俊道
関係行政機関の職員	京都府 環境部 地球温暖化対策課長	松田 克也
関係行政機関の職員	京都府 木津警察署 交通課長	巽 英人
関係行政機関の職員	京都府 山城南土木事務所 技術次長	木寺 信男
関係行政機関の職員	精華町 事業部長	宮本 秀人
関係行政機関の職員	精華町 健康福祉環境部長	岩前 良幸
京都府が推薦する者	関西文化学術研究都市推進機構 参与	重松 千昭
京都府が推薦する者	株式会社 けいはんな 常務理事	中西 文章
京都府が推薦する者	六甲産業株式会社 代表取締役	盛岡 康博
京都府が推薦する者	京都大学 交通政策研究ユニット長	中川 大
事務局	京都府 政策企画部 文化学術研究都市推進課	
事務局	京都府 建設交通部 交通政策課	
事務局	精華町 事業部 都市整備課	